

海上運送法施行令及び船員法関係手数料令の一部を改正する政令案要綱

第一 海上運送法施行令の一部改正

一 海上運送法第四十五条の四第一項の政令で定める国土交通大臣の職権に、同法第三十九条の五第四項及び第九項に規定する職権を追加するものとする事。
(第一項関係)

二 その他所要の規定の整備を行うものとする事。

第二 船員法関係手数料令の一部改正

一 海上運送法第三十九条の五第四項の規定による検査を受けた船舶について船員法第百条の六第一項の検査を受けようとする者等が納付しなければならない手数料の額を定めるものとする事。
(第九号ハ及びニ関係)

二 その他所要の規定の整備を行うものとする事。

第三 施行期日

この政令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十月一日）から施行するものとする事。
(附則関係)